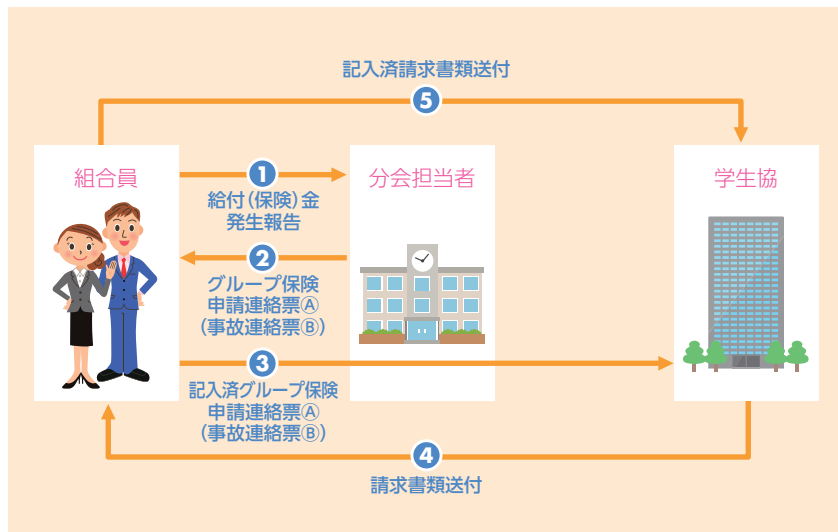


## 保険金、給付金の請求が簡単です。

各制度の保険金・給付金の請求は、分会のご担当者を通じて簡単にできます。分会で保管している「グループ保険申請連絡票」「事故連絡票(ケガの場合)」を学生協までFAXしてください。(郵送でも受け取ります)  
 なお、休職中等で分会での受領が困難な場合は、当ホームページより申請用紙を出力いただくことも可能です。

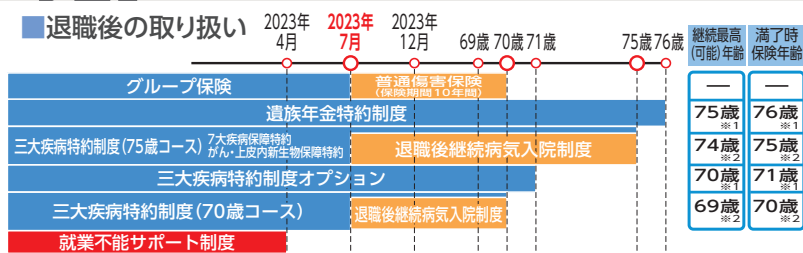


## そして…。退職後も継続いただくことができるので長期にわたり皆さまを見守り続けます。

退職後も万一の保障やご自身の病気・ケガの入院保障、特定疾病等の保障を継続してご準備いただけます。

### POINT

退職時の健康告知は不要なので、簡単なお手続きで安心して継続いただけます。



※2023年6月末まで2023年1月1日更新時点のご加入内容を継続後、2023年7月1日より退職者制度へ加入となります。  
 ※2023年1月1日から6月末までのグループ保険の掛金に対しては、配当金の還付がございません。※3※4  
 グループ保険は「普通傷害保険」に移行が可能です。  
 三大疾病特約制度(75歳コース)をご継続いただく、併せて7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、三大疾病特約制度オプションのご継続がいただけます。  
 三大疾病特約制度(70歳コース・75歳コース)をご継続いただく、「退職後継続病氣入院制度」にご加入ができません。  
 一昨年度より「遺族年金特約制度」が75歳まで継続可能となりました。  
 「就業不能サポート制度」については、3月末で保障終了となり、配当金の還付はございません。  
 ※1 遺族年金特約制度、三大疾病特約制度オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 ※2 三大疾病特約制度(75歳コース)、三大疾病特約制度(70歳コース)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。  
 ※3 グループ保険は1年ごとに取支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。ただし、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、グループ保険(傷害保険部分)は配当金はありません。  
 ※4 退職者制度に加入がない場合は、配当金の還付はございません。(いずれか1つ以上の退職者制度に加入した場合は配当金の還付対象となります。)  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を型に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいします。  
 ※保障内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。